一号中「又は法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行規則」という。）第22条の76第33項各号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「租税特別措置法施行規則第22条の11第35項各号列記以外の部分又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第33項各号列記以外の部分」を「同項各号列記以外の部分」に、「租税特別措置法施行規則第22条の11第36項又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第34項」を「同条第36項」に改め、同第十一号中「又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第38項において準用する同条第34項」を削り、同第十五号中「又は令和２年旧措置法第68条の90第６項第１号から第６号まで」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同第十六号中「又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第41項において準用する同条第33項各号に掲げる」を「に掲げる」に、「（租税特別措置法施行規則第22条の11第43項」を「（同条第43項」に改め、「又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第41項において準用する同条第33項各号列記以外の部分」及び「又は令和２年旧措置法施行規則第22条の76第41項において準用する同条第34項」を削り、同第十七号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の三付表の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈢の三付表の記載要領第11号中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第４号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の117の２第20項各号」及び「又は令和２年旧措置法第68条の90第２項第６号」を削り、「租税特別措置法第66条の６第２項第７号又は令和２年旧措置法第68条の90第２項第７号」を「同項第７号」に、「行う租税特別措置法」を「行う同法」に改め、「又は令和２年旧措置法第68条の90第６項第８号」を削り、同第三号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第30項」を削り、同第四号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第31項」を削り、同第五号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の四の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額等の計算」を「金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額の計算」に、「金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (9)×(10)」を「金融子会社等部分課税対象金額 (9)×(10)」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第８項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈢の四の記載要領第11号中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の114第２項第１号（個別課税対象金額の計算等）」を削り、同第三号中「又は令和２年旧措置法第68条の90第８項各号列記以外の部分」を削り、同第六号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第８項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の四付表の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第８項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈢の四付表の記載要領第四号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の２第８項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の五の表を次のように改める。